部長及び参事官
殿
所　属　長

科研発第２８号
（情管、生企、刑企、交企）
令和４年８月10日
５年保存（口訓）
本　部　長

三次元顔画像等鑑定の運用について（通達乙）

この度、科学捜査研究所（以下「科捜研」という。）に可搬型三次元画像解析装置（以下「解析装置」という。）が整備されたことに伴い、同装置を用いた三次元顔画像等の撮影及び鑑定について、下記のとおり運用を開始することとしたので、その運用について誤りのないようにされたい。

なお、本件は高知地方検察庁と協議済みである。

記

１　三次元顔画像等鑑定の概要

防犯カメラその他の機器により撮影された画像（以下「現場画像」という。）中の人物の顔貌等と、撮影対象者の顔貌等を解析装置を使用し撮影することにより作成した三次元顔画像等とを対照することによって、人物などの異同を評価する鑑定をいう。

２　実施方法

(1)　撮影の依頼

所属長は、科捜研所長に三次元顔画像等の撮影を依頼する場合には、別記第１号様式「三次元顔画像等撮影依頼書」（以下「依頼書」という。）により要請すること。

(2)　撮影の実施

科捜研所長は、依頼書の内容を検討し必要と認めるときは、科捜研の職員（以下「撮影担当者」という。）を派遣するなどして撮影を行わせること。

(3)　撮影場所

ア　撮影対象者の身柄が拘束されている場合

撮影場所は､原則として署内の取調室又は鑑識室被疑者写真撮影場とし、その他の場所を撮影場所とする場合は、逃走防止措置がとられた警察施設内等とする。

イ　撮影対象者の身柄が拘束されていない場合

所属長は、撮影担当者と協議し、撮影に適切な場所を選定すること。

(4)　撮影方法

撮影担当者は、解析装置等を用いて、撮影対象者の顔部周辺等、異同識別

に必要な部分を撮影し三次元デジタルデータとして取り込み、同データを基に三次元顔画像等を作成する方法によって行う。

(5)　三次元顔画像等の取扱い

ア　三次元顔画像等の確認

撮影担当者は、撮影後、作成した三次元顔画像等が鑑定に適するか確認を行い、不適と認めた場合は、再度撮影を実施すること。

イ　三次元顔画像等の記録

撮影担当者は、撮影後、作成した三次元顔画像等が鑑定に適すると認めた場合は、作成に使用した三次元デジタルデータ及び三次元顔画像等（以下「撮影データ」という。）を、ＤＶＤ－Ｒ等の未使用かつ改変不可能の外部記録媒体（以下「ＤＶＤ－Ｒ等」という。）に記録すること。

また、ＤＶＤ－Ｒ等へ記録が終了すれば、解析装置の当該撮影データは直ちに消去すること。

ウ　撮影データの提出

撮影データは、ＤＶＤ－Ｒ等に記録し、その表面に撮影対象者の氏名、撮影場所、撮影日及び撮影担当者の氏名等を記載の上、科捜研所長から撮影依頼のあった所属長に任意提出すること。

エ　撮影データの証拠品化

所属長は、撮影データを記録したＤＶＤ－Ｒ等の任意提出を受け、適正な押収手続により証拠品化すること。

オ　鑑定嘱託

「犯罪鑑識における鑑定事務取扱要綱の制定について（通達甲）」（平成29年10月13日科研発第52号）に定める第１号様式の鑑定嘱託書により、鑑定資料となる現場画像及び証拠品化したＤＶＤ－Ｒ等を添付して嘱託すること。

３　実施上の留意事項

(1)　鑑定の適否の事前検討

所属長は、三次元顔画像等の撮影を依頼する前に、現場画像が鑑定に適するものか否かについて、科捜研所長と協議すること。

(2)　撮影に関する撮影対象者の承諾

三次元顔画像の撮影を行う場合は、事前に撮影対象者に対し、撮影の目的や方法等の説明を行った上で、撮影に対する任意の承諾を得るとともに、その際には、必ず、別記第２号様式顔画像等撮影承諾書（以下「承諾書」という。）を作成させ、提出を受けること。

(3)　承諾書の作成及び提出に応じなかった場合の措置

撮影対象者が、承諾書の作成及び提出に応じなかった場合は、撮影依頼を行わないこと。

なお、承諾書の作成及び提出に応じず、強制捜査による撮影が必要な場合は、身体検査令状その他の必要な令状の発付を得て撮影依頼を行うこと。

4　安全の確保

(1)　情報セキュリティの維持

本業務の情報セキュリティに関して実施する運用上の対策、技術的な対策その他の事項については、この実施要領に定めるもののほか、高知県警察における警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年６月本部訓令第10号）等、高知県警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(2)　管理対象情報の分類

本業務に係る「高知県警察における情報セキュリティに係る管理体制について（通達甲）」（平成28年２月10日情管発第54号）第５の３(10)に規定する管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

情報等の種類	機密性	完全性	可用性
管理対象情報の分類	２（中）	２（高）	２（高）

別記
第１号様式（２関係）

年　　月　　日

科学捜査研究所長　殿

長

三次元顔画像等撮影依頼書

被疑者　　に対する　　被疑事件につき、
下記撮影対象の三次元顔画像等の撮影を依頼します。

記

１　撮影対象

２　事件の概要

３　撮影承諾の有無等

第２号様式（３関係）

顔画像等撮影承諾書

年　　月　　日

殿

私は、　　事件における顔画像等の鑑定のため、自己の顔や身体等の容貌が撮影されることを承諾します。

住所

氏名

生年月日　　年　　月　　日